

長期優良住宅建築等計画認定等申請手数料

金額(円)

添付書類	規模		長期優良住宅建築等計画認定申請手数料		長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	備考
			新築	既存(増築、改築する場合)	既存	
確認書等・住宅性能評価書なし	一戸建ての住宅		52,000	76,800	76,800	
	区分所有住宅等を除く	500㎡以内	(103,000+4,900×m)／m	(151,000+6,550×m)／m	(151,000+6,550×m)／m	
		500㎡を超え1,000㎡以内	(162,000+4,300×m)／m	(239,000+5,600×m)／m	(239,000+5,600×m)／m	
		1,000㎡を超え2,500㎡以内	(329,000+3,100×m)／m	(482,000+4,050×m)／m	(482,000+4,050×m)／m	
		2,500㎡を超え5,000㎡以内	(602,000+2,700×m)／m	(881,000+3,450×m)／m	(881,000+3,450×m)／m	
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	(1,041,000+2,350×m)／m	(1,525,000+2,850×m)／m	(1,525,000+2,850×m)／m	
		10,000㎡を超えるもの	(1,801,000+2,150×m)／m	(2,640,000+2,600×m)／m	(2,640,000+2,600×m)／m	
	区分所有住宅	500㎡以内	103,000+4,900×n	151,000+6,550×n	151,000+6,550×n	
		500㎡を超え1,000㎡以内	162,000+4,300×n	239,000+5,600×n	239,000+5,600×n	
		1,000㎡を超え2,500㎡以内	329,000+3,100×n	482,000+4,050×n	482,000+4,050×n	
		2,500㎡を超え5,000㎡以内	602,000+2,700×n	881,000+3,450×n	881,000+3,450×n	
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	1,041,000+2,350×n	1,525,000+2,850×n	1,525,000+2,850×n	
		10,000㎡を超えるもの	1,801,000+2,150×n	2,640,000+2,600×n	2,640,000+2,600×n	
確認書等あり	一戸建ての住宅		11,800	16,200	16,200	※1 ※2 ※3 ※4 ※5 ※6 ※7
	区分所有住宅等を除く	500㎡以内	4,900	6,550	6,550	
		500㎡を超え1,000㎡以内	4,300	5,600	5,600	
		1,000㎡を超え2,500㎡以内	3,100	4,050	4,050	
		2,500㎡を超え5,000㎡以内	2,700	3,450	3,450	
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	2,350	2,850	2,850	
		10,000㎡を超えるもの	2,150	2,600	2,600	
	区分所有住宅	500㎡以内	4,900×n	6,550×n	6,550×n	
		500㎡を超え1,000㎡以内	4,300×n	5,600×n	5,600×n	
		1,000㎡を超え2,500㎡以内	3,100×n	4,050×n	4,050×n	
		2,500㎡を超え5,000㎡以内	2,700×n	3,450×n	3,450×n	
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	2,350×n	2,850×n	2,850×n	
		10,000㎡を超えるもの	2,150×n	2,600×n	2,600×n	
住宅性能評価書あり	一戸建ての住宅		17,200		25,400	
	区分所有住宅等を除く	500㎡以内	10,600		15,500	
		500㎡を超え1,000㎡以内	8,650		12,500	
		1,000㎡を超え2,500㎡以内	6,900		9,850	
		2,500㎡を超え5,000㎡以内	6,000		8,500	
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	4,900		6,850	
		10,000㎡を超えるもの	4,500		6,300	
	区分所有住宅	500㎡以内	10,600×n	15,500×n		
		500㎡を超え1,000㎡以内	8,650×n	12,500×n		
		1,000㎡を超え2,500㎡以内	6,900×n	9,850×n		
		2,500㎡を超え5,000㎡以内	6,000×n	8,500×n		
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	4,900×n	6,850×n		
		10,000㎡を超えるもの	4,500×n	6,300×n		
譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料				3,200		
認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料				3,200		
建築物の容積率特例許可申請手数料				166,000		

- (※1) 確認書等とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書をいう。
- (※2) 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書(住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものを除く。)をいう。
- (※3) 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定への適合審査を併願する場合は、建築確認申請手数料に相当する額を申請戸数で除した金額を加算する。(100円未満切り捨て)区分所有住宅にあっては、建築確認申請手数料を加算する。
- (※4) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更においては、当該申請建築物にかかる認定手数料の2分の1の額とする。
- (※5) 建築物の床面積の合計は、認定申請を行う住宅一棟当たりについて算定する。
- (※6) 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (※7) m:1の建築物について同時に行われる認定申請の件数
n:区分所有住宅の総戸数